（裏　面）

１　この証書は、あなたが特別一時金を受ける権利があることを証する書類ですから、大切に保管しておいてください。

２　特別一時金を受ける前に、氏名や居住地を変更したときなどは、届書にこの証書を添えて、外務大臣又は領事官に提出してください。

３　この証書を破ったり、汚したり、又は無くしたりしたときは、新しい証書を交付しますので、外務大臣又は領事官に申請してください。

４　この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りたりすることはできません。

５　受給権者が死亡したときは、遺族の方は、届書にこの証書を添えて、外務大臣又は領事官に提出してください。

６　米貨は、ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律施行規則第７条第２項に基づき、支給予定日の属する月の前月２５日（その日に外国為替市場が開かれないときは、支給日の前月２５日直近の外国為替市場が開かれる日）の本邦の外国為替市場の相場により決定しました。

７　現地通貨での支給を希望された方に対しては、支給予定日の現地通貨と米貨の現地実勢レートにて、現地通貨支給額が定まります。